

## 進路指導の現状について

### 1 過去3年間の卒業生（卒業時）の進路状況

年度	就職	障害福祉サービス					地域活動 支援センター	日中 一時 支援	在宅	そ の 他	合計
		生活介護	就労移行	就労継続 支援A型	就労継続 支援B型	自立訓練					
H29	4	8	4		8	1	0		3	0	28
H28	5	8	6		8	1	3	1		2	34
H27	7	10	6		2	1	2		1	1	30

その他： H28＝進学1、語学留学

H27＝NPO法人1

### 2 昨年度卒業生の詳細

- ・高等部卒業生28名のうち、就職者は4名、福祉サービス利用者は24名となった。また1名が自立訓練、3名が在宅であり、現在も進路先を探している。
- ・卒業後も引き続き就労に向けた支援を受けるために、就労移行支援施設を利用している人が増えている。就労移行支援施設で訓練をし、その後一般企業での就職へとつなげている。
- ・生活介護のサービス提供をする施設の利用者が比較的多いのも特徴的であるが、施設の利用契約者が定員に達しているところも多い。
- ・通常であれば高等部卒業後すぐに、直接就労継続支援B型施設の利用はできません。しかし、平成30年3月の卒業生に関しては8名が就労アセスメントを行い、利用することとなりました。平成27年4月以降、就労継続支援B型の利用に関して、就労移行支援施設による就労アセスメントを受けることが必要となりますが手続きを踏むことで利用することが可能となっています。

（※「高等部卒業後の就労継続支援B型施設の利用」

- ・・・高等部卒業後直接就労継続支援B型施設の利用はできない。まずは就労移行支援事業所を利用し、一般就労が可能かどうか見極めた上で困難と認められる場合に就労継続支援B型施設を利用することが原則、となっています。）

直Bのための手続き（おおまかな流れ）

- ①サービスの申請（市町の福祉課）
- ↓
- ②計画相談（相談支援事業）
- ↓
- ③受給者証発行（市町の福祉課）
- ↓
- ④1～2週間の実習（就労移行支援施設）

※市町によって実施期間や手続きなど若干の違いがあります

ポイントは

**年齢【18歳】**

18歳未満…児童相談所への同意書の提出が必要となり、また利用料が発生します。